

# 一世帯の保険税の決め方

一世帯ごとの保険税額は、保険税の総額を医療分、後期高齢者支援金分（支援金分）、介護分をそれぞれ次の項目に割り振り、それらを組み合わせて決められます。

	医療分	支援金分	介護分 (40歳以上65歳未満の人のみ)
<b>所得割</b> 世帯の所得に応じて計算	課税所得金額 <input type="text"/> 円 × 税率 6.80% = <input type="text"/> 円	課税所得金額 <input type="text"/> 円 × 税率 2.35% = <input type="text"/> 円	課税所得金額 <input type="text"/> 円 × 税率 1.75% = <input type="text"/> 円
<b>均等割</b> 世帯の加入者数に応じて計算	一人当たりの金額 25,000 円 × <input type="text"/> 人 = <input type="text"/> 円	一人当たりの金額 8,600 円 × <input type="text"/> 人 = <input type="text"/> 円	一人当たりの金額 9,000 円 × <input type="text"/> 人 = <input type="text"/> 円
<b>平等割</b> 一世帯にいくらか計算	一世帯当たりの金額 24,000 円	一世帯当たりの金額 7,800 円	一世帯当たりの金額 6,700 円
	<b>(A) 合計</b> <input type="text"/> 円	<b>(B) 合計</b> <input type="text"/> 円	<b>(C) 合計</b> <input type="text"/> 円

## 後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置

後期高齢者医療制度に移行する人がいることにより、国保被保険者が1人の世帯となる人は、保険税の平等割賦課分が軽減措置されます。

## 1年間の国民健康保険税額

<b>A</b> 医療分 (所得割+均等割+平等割) <input type="text"/> 円	+	<b>B</b> 支援金分 (所得割+均等割+平等割) <input type="text"/> 円	+	<b>C</b> 介護分 (所得割+均等割+平等割) <input type="text"/> 円	=	<b>合計</b> <input type="text"/> 円
---	---	--	---	---	---	-------------------------------------

課税所得金額とは

前年中の総所得金額（収入から必要経費を控除した金額）から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額です。代表的な所得には次のような所得があります。これらの所得の合計から基礎控除額を差し引いたものが課税所得となります。

- 事業所得 収入金額－必要経費
- 給与所得 収入金額－給与所得控除
- 年金所得 収入金額－公的年金等控除
- 土地建物等の譲渡所得 収入金額－取得費－譲渡費用－譲渡所得特別控除

## ■ 軽減判定所得

7割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下
5割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下
2割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の数－1)以下

## ■ 賦課限度額

医療分	63万円
支援金分	19万円
介護分	17万円
合計	99万円

## ■ 標準賦課割合

区分	所得割	均等割額	平等割額
計	50	35	15